

障害福祉制度のあらまし

《各種手続きについて》（不明な点は福祉課までお問い合わせください）

○障害の程度が変わった場合は、手帳の等級に係る変更申請をすることができます。紛失・破損した場合は、再交付申請を行ってください。

○住所や氏名に変更があった場合、福祉課で手続きが必要となります。

○転出される場合は、新しい居住地の市役所や役場に住所変更の手続きが必要となります。

○障害が完治した場合や本人が死亡された場合は、すみやかに手帳等を返還して下さい。

○届出時にマイナンバーの記載によって提出書類が省略できる場合があります。

※申請者の自署により押印を省略できる場合があります。

令和5年6月版

内 灘 町

【問い合わせ先】福祉課

TEL 076-286-6703

FAX 076-286-6704

メールアドレス fukushi@town.uchinada.lg.jp



目 次

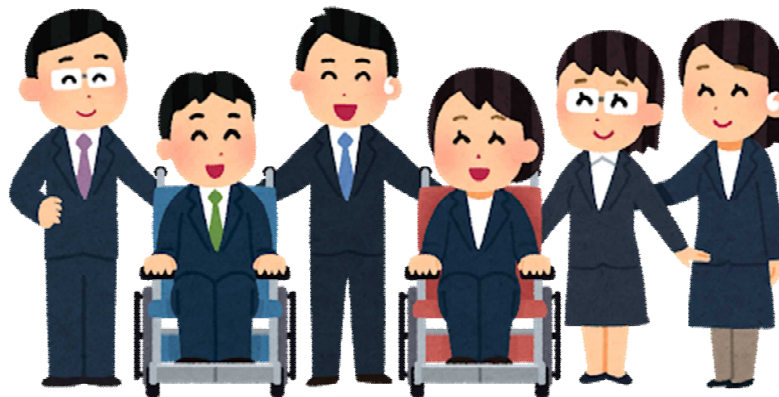
ページ

1. 障害者手帳について.....	1
(1) 身体障害者手帳について	
(2) 療育手帳について	
(3) 精神障害者保健福祉手帳について	
2. 医療費の給付について.....	2
(1) 自立支援医療（育成医療）	
(2) 自立支援医療（更生医療）	
(3) 自立支援医療（精神通院医療）	
(4) 心身障害者医療費助成	
3. 補装具費について.....	4
4. 障害福祉サービスについて.....	5
(1) サービスの利用者負担について	
(2) 障害福祉サービス利用までの流れ	
(3) 児童福祉法に基づくサービスの種類	
(4) サービスの種類（自立支援給付）	
(5) 相談支援について	
5. 地域生活支援事業について.....	9
6. 日常生活用具給付事業について.....	11
7. 各種助成や手当等の制度について.....	16
(1) 自立支援型住宅リフォーム推進事業	
(2) 理髪サービス事業	
(3) 紙おむつ購入費助成事業	
(4) 配食サービス	
(5) 福祉タクシー利用料金助成事業	
(6) 障害者温泉療養助成事業	
(7) 展望温泉ほのぼの湯利用料金の免除	
(8) 特別障害者手当	
(9) 障害児福祉手当	
(10) 特別児童扶養手当	
(11) 心身障害者扶養共済制度	
(12) NHK放送受信料の免除	
(13) 有料道路通行料金の割引	
8. 相談機関について.....	20
(1) 町の相談員	
(2) その他関係機関	

9. その他サービスや手続き等について…………… 21

- (1) JR等 鉄道運賃の割引
- (2) タクシー運賃の割引
- (3) 携帯電話等使用料金の割引
- (4) 所得税、住民税等の所得控除
- (5) 自動車税の減免（環境性能割・種別割）
- (6) 児童扶養手当
- (7) 障害基礎年金
- (8) 障害厚生年金
- (9) 図書配達サービス
- (10) 町広報音記録音CDの配達サービス
- (11) 郵便等による不在者投票
- (12) 駐車禁止除外指定
- (13) メール110番・ファックス110番・110番アプリ
- (14) NET119
- (15) ヘルプマーク・ヘルプカード
- (16) 町内の障害者団体や活動について
- (17) いしかわ支え合い駐車場〔利用証〕制度

(参考資料) 障害者に関するマーク…………… 30



1. 障害者手帳について

(1) 身体障害者手帳について

対象者	肢体、心臓、腎臓、視覚、聴覚、音声・言語、平衡、そしゃく、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能等に障害のある方
内容	身体障害者福祉法に定める障害のある方に交付されます。 手帳は1～6級まであり、交付を受けるには申請が必要です。また、再認定が必要な場合があります。
申請に必要な物	身体障害者手帳交付申請書、診断書（診断日から3ヶ月以内で指定医師のもの）、写真1枚（たて4cm×よこ3cm）、マイナンバーのわかるもの

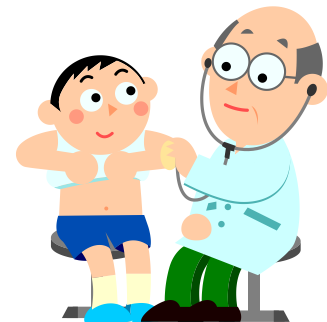
(2) 療育手帳について

対象者	18歳未満は児童相談所、18歳以上は更生相談所で知的障害の判定を受けた方
内容	手帳の障害の程度はA（最重度・重度）、B（中度・軽度）の2種類があり、交付を受けるには申請が必要です。定期的に再認定を行い、障害程度の見直しが行われます。
申請に必要な物	療育手帳交付申請書、生活現状調査票、 写真1枚（たて4cm×よこ3cm）、マイナンバーのわかるもの

(3) 精神障害者保健福祉手帳について

対象者	精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方
内容	精神疾患（知的障害を除く）を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方に精神障害者保健福祉手帳が交付されます。 手帳は1～3級まであり、交付を受けるには申請が必要です。 有効期間は2年間で、更新手続きが必要です。 ※更新案内が届きませんので、有効期限3ヶ月前より各自で更新手続きをお願いします。
申請に必要な物	障害者手帳申請書、診断書（初診日から6ヶ月以上経過した日以降のもの）又は障害年金証書の写し、直近の年金支払（振込）通知書の写し、年金給付状況についての同意書、写真1枚（たて4cm×よこ3cm）、マイナンバーのわかるもの

※申請してから手帳が交付されるまでに、
身体障害者手帳は概ね1ヶ月
精神障害者保健福祉手帳は概ね1～2ヶ月、
療育手帳は概ね4～5ヶ月かかります



2. 医療費の給付について

(1) 自立支援医療（育成医療）

対 象 者	18 歳未満の方で身体に障害のある方、もしくは治療によって疾患による障害への軽減又は除去が認められる方 （視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓、免疫機能障害）
内 容	治療によって障害を軽減または取り除くために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療に要する費用を助成します。 費用負担は原則 1 割負担です。※所得制限あり
申請に必要な物	自立支援医療支給認定申請書、診断書、健康保険証（本人及び同一加入者全員分）、マイナンバーのわかるもの

(2) 自立支援医療（更生医療）

対 象 者	18 歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方で、更生相談所で必要と判定された方（視覚、聴覚・平衡、音声・言語、そしゃく、肢体不自由、心臓、腎臓、小腸又は肝臓、免疫機能障害）
内 容	身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を軽減又は除去して職業能力を増進し、日常生活を容易にすることを目的として行われる医療を指定医療機関で受ける場合、その医療に要する費用を助成します。 費用負担は原則 1 割負担です。
申請に必要な物	自立支援医療支給認定申請書、診断書、健康保険証（本人及び同一加入者全員分）、マイナンバーのわかるもの

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

対 象 者	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神物質その他の精神疾患があり、継続的に精神医療の通院が必要な方
内 容	精神的な病気の治療に必要な医療を指定医療機関で受ける場合、その医療に要する費用を助成します。 費用負担は原則 1 割負担です。
申請に必要な物	自立支援医療支給認定申請書、診断書、健康保険証、マイナンバーのわかるもの

※医療機関や保険証、住所等が変更となった場合、届出が必要となりますのでお問い合わせください。（育成・更生・精神通院）



(4) 心身障害者医療費助成

対 象 者	下記のいずれかの障害者手帳の交付を受けている方 ①身体障害者手帳 1～3 級 ②療育手帳 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級
内 容	医療機関で受診したときの医療費の健康保険適用の自己負担分を助成します。保険適用されない費用（入院時の食事代や差額ベッド代、健診、予防接種など）は助成の対象になりません。 原則として交付日の属する月の 1 日から本制度の対象となります。
利 用 方 法	心身障害者医療費受給者証を交付します。受診する際に健康保険証と一緒に提示することにより、医療機関等の窓口で保険対象となる医療費を支払う必要がなくなります。ただし、 県外の医療機関等では利用できません。 県外で受診した場合や受給者証を忘れた場合は、一旦医療機関等で支払いし、後日、福祉課へ領収証と印鑑を持って申請すると口座振込にて助成されます。 受給者証を受け取るまでの期間に受診した分についても、払い戻しの申請を行えます。
申請に必要な物	領収書、印鑑、障害者手帳 (加入保険変更の場合は新しい健康保険証をお持ちください。)

※注意事項

社会保険加入の方で、1ヶ月にかかった医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えて高額になった場合は、社会保険に高額療養費支給申請を行ってから医療費助成の申請をしてください。

3. 補装具費について

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている方や難病等患者で、下記種目ごとの支給基準に該当する方	
内容	<p>身体上の障害を補い、日常生活や職業活動を容易にするための補装具の購入等が出来ます。ただし、介護保険対象者の場合は、介護保険制度が優先されます。（<u>下線が引いてある種目</u>）</p> <p>原則、購入等に要する費用の1割は自己負担となります。また、所得に応じて月額自己負担上限額が決まります。なお、障害者本人又は世帯員のうち住民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合は補装具費の支給対象外になります。</p> <p>なお、購入後の申請は認められませんので、ご注意ください。</p>	
種目	肢体不自由	義手、義足、装具、 <u>車椅子、電動車椅子、歩行器</u> 、座位保持装置、 <u>歩行補助つえ（松葉づえ、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ、多点杖、プラットホーム杖）</u>
	聴覚障害	補聴器
	視覚障害	眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ、コンタクトレンズ
	重度肢体不自由者かつ音声言語障害	重度身体障害者用意思伝達装置
申請に必要な物	補装具費支給申請書、補装具意見書（※種目により不要の場合あり）、見積書、障害者手帳や難病等であることが分かるもの、マイナンバーのわかるもの	

※18歳以上の場合は、身障福祉法第15条第1項に基づく指定医又は障害者総合支援法施行令第1条第2項の規定に基づく医療を行う機関において当該医療を担当する医師が作成。
また、18歳未満の場合は、指定自立支援医療機関又は保健所の医師が作成。

●補装具の利用者負担

【 負担上限月額 】

所得区分	対象者	上限月額
生活保護	生活保護受給世帯の方	0円
低所得	住民税非課税世帯の方	
一般世帯	住民税課税世帯の方	37,200円

所得を判断するときの世帯の範囲

- 18歳以上の障害者（児童施設等に入所する18、19歳を除く）
本人とその配偶者
- 障害のある子ども（児童施設等に入所する18、19歳を含む）
子どもの保護者の属する住民基本台帳での世帯

4. 障害福祉サービスについて

対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者（発達障害も含む）・難病等患者・障害児
内容	障害福祉サービスは「障害者総合支援法」に基づき、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分けられています。障害のある児童に対しては「児童福祉法」に基づいて行われるサービスがあります。 原則サービス利用費用の <u>1割を負担します。</u> また、所得に応じて月額自己負担上限額が決まります。 ※障害児の入所支援については、石川県中央児童相談所へご相談ください
申請に必要な物	申請書（給付及び相談等）、障害者手帳や難病等であることが分かるもの、印鑑、マイナンバーのわかるもの

(1) サービスの利用者負担

区分	負担上限月額				
	障害者（18歳以上）		障害児		
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円		
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	0円		
一般1	市町村民税課税世帯 （所得割額16万円未満） ※入所施設利用者（20歳以上）及びグループホーム利用者を除く	9,300円	市町村民税課税世帯 （所得割額28万円未満）	通所施設・ホームヘルプ利用の場合	4,600円
				入所施設利用の場合	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯 （上記以外）	37,200円	市町村民税課税世帯（上記以外）	37,200円	

★その他負担を軽減する措置について

・高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、補装具費・障害福祉サービス費等を合算した自己負担額が負担上限月額を超えた場合、申請後に自己負担上限額を超えた額を口座振替にて支給します。また、障害児には多子世帯軽減措置があります。

・グループホーム利用者への助成

グループホーム利用者で所得の低い人には、家賃の一部（上限10,000円/月）が助成されます。

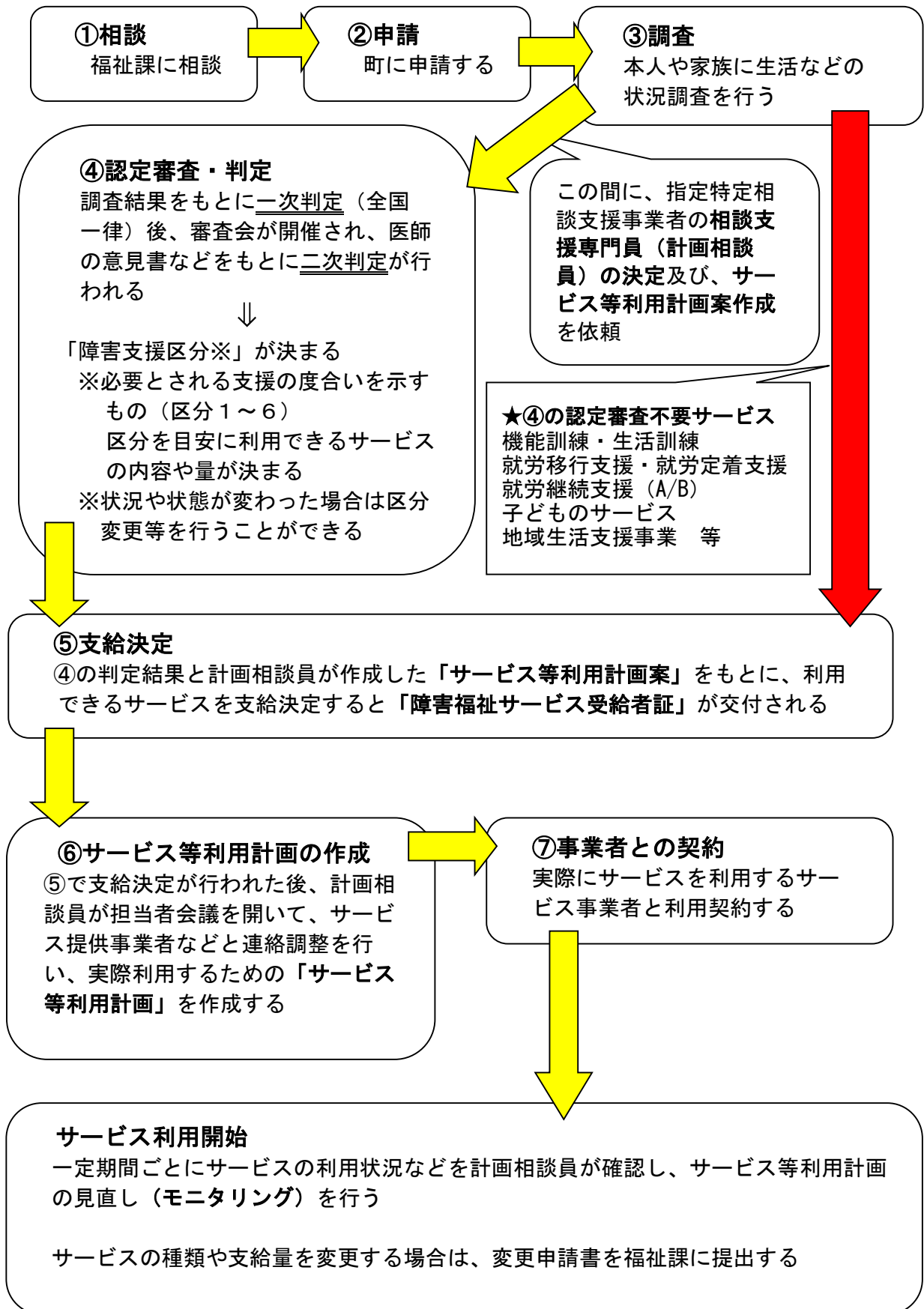
・通所施設などの食費負担の軽減

食費の人件費相当分を助成し、食材料費のみの負担となります。（一般2以外の方）

・未就学児（満3歳～5歳）のサービス利用料の無償化

3歳になって初めての4月1日より3年間、児童発達支援等の利用者負担額が無償となります。なお、「おやつ代」等の実費分は対象外となります。

(2) 障害福祉サービス利用までの流れ



(3) 児童福祉法に基づくサービスの種類 障害児通所支援

サービス名称	内 容	対象者
児童発達支援	日常生活に必要な動作や知識技能を学び、集団生活に必要な適応訓練を行います。	障害のある未就学児
医療型児童発達支援	治療を行いながら、上記の児童発達支援と同様に支援します。	障害のある未就学児
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等で施設への通所が困難な障害のある子どもに対して、自宅に訪問し発達支援を行います。	重度の心身障害児等で、外出が困難な未就学児
保育所等訪問支援	保育所や小学校といった集団施設等に通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	専門的な支援が必要な子ども
放課後等デイサービス	学校終了後等に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進等を行います。	就学しており授業終了後や休業日に支援の必要な児童

※福祉型・医療型障害児入所支援は、石川県中央児童相談所が窓口になります。

(4) サービスの種類（自立支援給付） 介護給付

	サービス名称	内 容	対象者
自宅での暮らしの支援	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排泄、食事などの支援や、部屋の掃除、洗濯、通院の介助などを行います。	区分1以上
	重度訪問介護	重い障害のため、常に介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事や外出時の移動等を支援します。	区分4以上（他に条件有）
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも、特に介護の必要性が高い方に、居宅介護などの複数の障害者福祉サービスを組み合わせる支援します。	区分6
外出支援	同行援護	視覚障害により、一人で移動が困難な方に同行して移動の支援、外出先での代筆や代読をします。	視覚障害者（区分3未満と見込まれる方は区分不要）
	行動援護	知的障害や精神障害で、一人での行動が難しい方に、危険を回避するため必要な介助や外出支援等を行います。	区分3以上（他に条件有）
日中活動支援	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動等もを行います。	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、長期の入院により医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や世話をします。	区分5以上
家族支援	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合、家族に心身の休養が必要な時に、短期間、施設に宿泊して食事や入浴などを支援します。	区分1以上
住まい	施設入所支援	自宅での生活が困難で、施設に入所している方に、入浴・排せつ・食事等の介護等を行います。	区分4以上（50歳以上は区分3以上）

訓練等給付費 ※原則 18 歳以上対象

	サービス名称	内 容	対象者
住まい	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。入浴、排泄、食事等、日常生活に必要な支援を行います。	障害者手帳をお持ちの方 ※日常生活に介護が必要な方は区分が必要となる場合があります。
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能や生活能力を向上させるための訓練を行います。	入所施設や病院を退所、退院した方で、地域生活への移行を図る上で支援が必要な方 等
自立や就労の支援	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。	就労を希望し、一人では就職が難しい方 ただし、利用開始時に 65 歳未満の方
	就労継続支援 (A 型・B 型)	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、必要な知識や能力を向上させるための訓練を行います。 雇用契約を結ぶ A 型と、雇用契約を結ばない B 型に分けられます。	就労経験がある方で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった方等
	就労定着支援	一般就労した障害のある方が、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業との連絡調整や自宅訪問、来所などによる相談や助言などを支援します。	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が 6 ヶ月を経過した方
	自立生活援助	施設や病院等から退所・退院する障害のある人が一人暮らしをはじめた時に、生活・健康・近所づきあいなどに問題がないか、定期的な巡回訪問による必要な助言等を支援します。	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院から一人暮らしした障害者等

(5) 相談支援

サービス名称	内 容	対象者
障害児相談支援	担当する相談支援専門員が、障害児通所支援を利用する際に必要な支援に関する計画等の作成や事業所等との連絡調整を行います。また、定期的にその評価や利用状況の検証等を行い、適切なサービス利用の提案・助言を行います。	障害児通所支援を利用する児童の保護者
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する方へ、上記と同様に支援します。	障害福祉サービスを利用する方
地域移行支援	施設や精神科病棟から地域へ移行するために必要な住居の確保や福祉サービスの利用体験等を行います。(最長 6 ヶ月間)	原則 18 歳以上の退院又は施設退所を希望している方
地域定着支援	常時連絡ができる体制を整え、障害特性に応じた相談や地域等との連絡調整を行います。	単身等で在宅生活を行う 18 歳以上の方

5. 地域生活支援事業について

対象者	障害のある方（身体・精神・療育の手帳所持者、難病等患者等）
内容	障害者等が自立した社会生活・日常生活を営むために必要な支援として下記の内容を提供します。
申請に必要な物	地域生活支援事業サービス支給申請書、手話通訳・要約筆記者派遣申請書、障害者手帳や難病等であることが分かるもの、印鑑、マイナンバーのわかるもの

サービス名称	内容	対象者
意思疎通支援事業 (手話通訳者等派遣事業)	聴覚、音声又は言語機能に障害のある方が公的機関への用件や病気治療のための医療機関への用件等に利用できます。 ※利用者負担は無料	聴覚障害及び音声又は言語機能に障害のある方
地域活動支援センター事業	事業所（地域活動支援センター）において、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。 ※23日/月を上限 ※利用者負担は無料	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある方等について、余暇活動等の社会参加や自立した生活のため、外出を円滑にできるようマンツーマンによる個別支援を行います。 ※40時間/月を上限 ※利用者負担は3%	屋外での移動に著しい制限がある障害のある方 ※通学、経済活動(通勤)等は除く
日中一時支援事業	障害者支援施設等にて、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等の支援を日中に行います。 ※障害福祉サービスの短期入所とあわせて15日/月を上限 ※利用者負担は3%	日中の介助者等が不在で、一時的に見守り等の支援が必要となる障害のある方
生活訓練等事業	視覚障害のある方等に対し、歩行・点字・パソコン・日常生活動作等の訓練、個別指導等を行います。 ※2時間/回、年10回を上限 ※利用者負担は無料	視覚障害において身体障害者手帳の交付を受けた方
訪問入浴サービス事業	入浴が困難な在宅の重度の身体障害のある方等に対し、入浴車等による在宅での入浴サービスを行います。 ※2回/週を上限 ※利用者負担は3%	入浴が困難な在宅の重度の身体障害のある方 ※在宅で生活の方でも、生活介護やデイサービス等の利用者は対象外となります。

サービス名称	内 容	対象者
自動車改造費 助成事業	<p>身体障害者が、就労等の社会活動への参加に伴い、自ら所有し運転する自動車の駆動装置等の改造に要する経費の一部を助成します。</p> <p>※改造後6ヶ月を経過したものを除く ※助成限度額10万円</p>	<p>下記をすべて満たす方</p> <p>①身体障害者手帳2級以上又は難病等患者であって、上肢、下肢又は体幹機能障害を有する方</p> <p>②特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方</p> <p>③過去5年間にこの事業と同様の助成を受けていない方</p>
介助用自動車 改造費助成事業	<p>車いす使用の身体障害者を介助する方で、障害のある方の外出を容易にするために必要な自動車の改造に要する経費の一部を助成します。</p> <p>※改造後の申請は除く ※助成限度額10万円</p>	<p>下記をすべて満たす方の介助者</p> <p>①身体障害者手帳2級以上又は難病等患者であって、下肢又は体幹機能障害を有する方</p> <p>②自動車を現に所有し、又は新たに購入しようとする方</p> <p>③常時、車いすを使用している方</p> <p>④特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方</p> <p>⑤過去7年間にこの事業と同様の助成を受けていない方</p>
自動車運転免許 取得費助成事業	<p>就労が見込まれる等の社会活動への参加を目的に、普通自動車免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。</p> <p>※助成限度額10万円</p>	<p>下記をすべて満たす方</p> <p>①身体障害者手帳2級以上の所持者、難病等患者又は、下肢又は体幹機能障害において身体障害者手帳3級を所持する方</p> <p>②免許取得後、6ヶ月以内の方</p> <p>③過去にこの事業と同様の助成を受けていない方</p>
成年後見制度 利用支援事業	<p>成年後見制度（※）の利用が必要と考えられる方で、本人及び親族が制度利用のための手続き等を行うことが難しい場合に、町長が申立人として利用に必要な支援を行います。</p>	<p>判断能力が十分でないために日常生活に支障のある知的障害又は精神障害のある方で、二親等以内の親族が成年後見制度に係る審判の申立ができない方</p>

※成年後見制度とは・・・

知的障害又は精神障害等により、1人では正しい判断が難しい本人への意思決定の支援として、法的に権限を与えられた成年後見人等が、財産の管理や身上監護を行い、安心してその人らしい生活を送れるように支援等を行う制度です。



6. 日常生活用具給付事業について

対 象 者	身体障害者手帳又は療育手帳のいずれかの交付を受けている方若しくは難病等患者で下記の基準に該当する方
内 容	在宅で障害のある方に対し日常生活の利便を図るための用具を障害の程度等に応じて給付します。（ストマ装具を除く） ただし、介護保険対象者の場合は介護保険制度が優先されます。 （ <u>下線が引いてある種目</u> ） ※利用者負担は3% ※購入後の支給申請は認められません
申請に必要な物	日常生活用具給付申請書、見積書、障害者手帳や難病等であることが分かるもの、印鑑、マイナンバーのわかるもの

種 目	対 象 者	基準額
<u>特殊寝台</u>	次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ②寝たきりの状態にある難病等患者	154,000円
<u>特殊マット</u>	原則3歳以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ②寝たきりの状態にある難病等患者	19,600円
訓練イス (児童のみ)	①下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ②寝たきりの状態にある難病等患者	33,100円
<u>移動用リフト</u>	原則3歳以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ②下肢又は体幹機能障害のある難病等患者	移動用リフト 159,000円 移動用リフト用 吊り具 39,000円
<u>特殊尿器</u>	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害1級で、常時介護を要する方 ②自力で排尿できない難病等患者	67,000円
入浴担架	原則3歳以上であって、下肢又は体幹機能障害2級以上で、入浴の際に家族等の介護を要する方	82,400円
<u>体位変換器</u>	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害2級以上で、下着交換等の際に家族等の介助を要する方 ②寝たきりの状態にある難病等患者	15,000円
訓練用ベッド (児童のみ)	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ②下肢又は体幹機能障害のある難病等患者	159,200円
<u>入浴補助用具</u>	原則3歳以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害があり、入浴介助が必要な方 ②難病等患者で、入浴に介助を要する方	90,000円
<u>便器</u>	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹機能障害2級以上の方 ②常時介護を要する難病等患者	4,450円 ※手すりをつけた場合 5,400円

種 目	対 象 者	基準額
歩行補助つえ	平衡機能、下肢又は体幹機能障害のある方	木材 2,200 円 軽金属 3,000 円
<u>移動・移乗支援 用具（歩行支援 用具）</u>	原則 3 歳以上で、次のいずれかに該当する方 ①平衡機能、下肢又は体幹機能障害があり、家庭内での移動等への介助が必要な方 ②下肢が不自由な難病等患者	60,000 円
聴覚障害者用 屋内信号装置	原則 20 歳以上で、聴覚障害 2 級以上の方 ※当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る	87,400 円
頭部保護帽	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害のある方 ②児童相談所等において知的障害として判定された方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方 ③こころの健康センターにおいて精神障害として判定された方で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	主材料がスポンジと革 15,656 円 主材料がスポンジ、革とプラスチック 37,852 円
特殊便器	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①児童相談所等において療育 A 程度の知的障害と判定された方で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方 ②上肢障害 2 級以上の方 ③上肢機能障害のある難病等患者	151,200 円
火災警報器	次のいずれかに該当する方 ①児童相談所等において療育 A 程度の知的障害と判定された方 ②障害等級 2 級以上で火災発生の感知及び避難が著しく困難な方 ※当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る	15,500 円
自動消火器	次のいずれかに該当する方 ①児童相談所等において障害の程度が療育 A 程度の知的障害と判定された方 ②火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害等級 2 級以上の方及び難病等患者 ※当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る	28,700 円
電磁調理器	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方 ※当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る	41,000 円
歩行時間延長 信号機用小型 送信機	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方	7,000 円
透析液加温器	原則 3 歳以上で、じん臓機能障害 3 級以上の方	51,500 円

種 目	対 象 者	基準額
ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当する方 ①呼吸器機能障害 3 級以上の方 ②上記と同程度の身体障害のある方又は難病等 患者で必要と認められる方	36,000 円
電気式 たん吸引器	次のいずれかに該当する方 ①呼吸器機能障害 3 級以上の方 ②上記と同程度の身体障害のある方又は難病等 患者で必要と認められる方	56,400 円
在宅酸素療法酸 素ポンベ運搬車	医療保険で在宅酸素療法を行う障害のある方	17,000 円
視覚障害者用 音声式体温計	視覚障害 2 級以上の方 ※当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に 限る	9,000 円
視覚障害者用 体重計		18,000 円
人工呼吸器用 自家発電機又は バッテリー	人工呼吸器を使用している医療的ケア児又は、 重症心身障害者	100,000 円
視覚障害者用 血圧計	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方	15,000 円
携帯用会話補助 装置	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①音声機能若しくは言語機能障害のある方 ②肢体不自由の方で、発声・発語に著しい障害の ある方	98,800 円
パルスオキシ メーター	人工呼吸器の装着が必要な難病等患者	157,500 円
情報・通信支援 用具	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①上肢障害又は言語、上肢複合の障害等級 2 級以上 で、文字を書くことが困難な方 ②視覚障害 2 級以上で、音声による読み上げ等が 必要な方	100,000 円
点字 ディスプレイ	視覚障害かつ聴覚障害（重複障害）1 級以上で、 点字が使用できる方	383,500 円
点字器	視覚障害のある方	標準型 A 10,712 円 B 6,798 円 標準型 B A 7,416 円 B 1,699 円
点字 タイプライター	視覚障害 2 級以上の方	63,100 円
点字図書	主に点字で情報を収集する視覚障害者（児）	図書代の実費 相当分

種 目	対 象 者	基 準 額
視覚障害者用 ポータブルコーダー	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方	録音再生機 85,000 円
視覚障害者用活 字文書読上装置		再生専用機 48,000 円
視覚障害者用 拡大読書器	原則学齢児以上であって、視覚障害のある方で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	198,000 円
視覚障害者用 時計	視覚障害 2 級以上の方 (音声時計は、手指の触覚に障害のある方で、触読式時計の使用が困難な者)	触読 10,300 円 音声 13,300 円
聴覚障害者用 通信装置	原則学齢児以上で、聴覚障害のある方又は発声・発語に著しい障害を有する方であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	71,000 円
聴覚障害者用 情報受信装置	聴覚障害のある方で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900 円
人工喉頭	言語障害で喉頭摘出された方	笛式 5,150 円 電動式 72,203 円
視覚障害者 色識別装置	視覚障害 2 級以上であって、色を認識する手段として本装置が必要であると認められる方	126,000 円
視覚障害者用地上 デジタル放送対応 機能付ラジオ	原則学齢児以上で、視覚障害 2 級以上の方	29,000 円
ストマ装具	以下のいずれかに該当する方 ①ストマ造設により身体障害者手帳を交付された方 ②先天性疾患によりストマ装具の使用が必要な方	蓄便袋 8,858 円 蓄尿袋 11,639 円 ストマ装具（消化器系） 8,858 円
紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)	3 歳以上であって、次のいずれかに該当する方 ①治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない方並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある方及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方で、紙おむつ等の用具類を必要とする方 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な方で、更生相談所・保健所・指定育成医療機関の判定若しくは意見書により紙おむつ等の用具類を必要とする方 ③在宅生活の療育手帳を所持する方で、排尿・排便の意思表示が困難であり、紙おむつ類の使用が必要と認められる方	12,000 円

種 目	対 象 者	基 準 額
収尿器	脊髄損傷等により排尿機能障害のある方	男性用 A 7,931 円 B 5,871 円 女性用 A 8,755 円 B 6,077 円
<u>居宅生活動作 補助用具</u> <u>(住宅改修費)</u>	原則学齢児以上で、次のいずれかに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する方 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病等患者 ※特殊便器への取替えは、上肢障害 2 級以上の方	200,000 円

7. 各種助成や手当等の制度について

(1) 自立支援型住宅リフォーム推進事業

対 象 者	<p>在宅で町内に住宅を有する方で、下記のいずれかに該当する方</p> <p>①身体障害者手帳の1～3級を受けた方で、かつ、下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある方のいる世帯</p> <p>②視覚に障害のある学齢児以上の方であって、身体障害者手帳の1級又は2級を受けた方のいる世帯</p> <p>※ただし、住民税課税世帯は除く</p>
内 容	<p>便所・浴室・洗面所の改修、スロープ等の設置、段差解消等の工事を行った費用の一部を助成します</p>
申請に必要な物	<p>自立支援型住宅リフォーム推進事業費助成申請書、工事見積書、平面図、改造箇所の現況写真、身体障害者手帳の写し、印鑑 等</p>

(2) 理髪サービス事業

対 象 者	<p>身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受けている方で、常時臥床の状態等により一般の理美容院に出向くことが困難な方</p>
内 容	<p>理美容業者が出張し、居宅での訪問理美容サービスを提供します。 (年2回) ※利用料：無料</p>
申請に必要な物	<p>理髪サービス利用申請書、誓約書、身体障害者手帳、印鑑</p>

(3) 紙おむつ購入費助成金（家族介護支援事業）

対 象 者	<p>下記いずれにも該当する要介護者と同居し、生計を一にする主たる介護者</p> <p>①身体障害者手帳の1級又は2級の交付を受け、在宅での生活が1ヶ月のうち15日以上継続し、常時紙おむつが必要と認められた要介護者。</p> <p>②歩行が困難で、自力では座位や立位を保つことが困難であり、食事や入浴、排泄等日常生活上の動作が他人の介護がなければ困難な状態にある方（介護保険における要介護4～5に準ずるほぼ寝たきり状態の方）</p>
内 容	<p>紙おむつ購入費を助成します。紙おむつを使用した月数に5,000円を乗じた額を支給します。（支給月：7・10・1・4月）</p>
申請に必要な物	<p>家族介護支援事業支給申請書、身体障害者手帳、印鑑</p>

(4) 配食サービス

対 象 者	<p>単身世帯、障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する方で、自ら調理することが困難な身体障害のある方</p>
内 容	<p>定期的に栄養のバランスのとれた食事を宅配し、健康の維持を図ります。</p>
申請に必要な物	<p>配食サービス事業利用申請書、身体障害者手帳、印鑑</p>

(5) 福祉タクシー利用料金助成事業

対象者	身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1、2 級のいずれかの交付を受けている方 ※ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません ①施設、医療機関等に入所・入院している方 （ただし、障害者のグループホーム入居者は除く） ②運転免許証の交付を受けている方 ③本人運転による自動車税又は軽自動車税の減免を受けている方
内容	助成券 1 枚につき 500 円 ※最大 24 枚交付（4 月より各月あたり 2 枚ずつ減ります）
申請に必要な物	福祉タクシー利用助成申請書、障害者手帳、印鑑

(6) 障害者温泉療養助成事業

対象者	①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている石川県内在住で在宅の方（施設入所者は対象外） ②身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級のいずれかの交付を受けた方の付添人で町が認めた方
内容	県指定の温泉付施設の宿泊料金若しくは日帰り料金の割引を受けることが出来ます。年に 1,000 円×3 枚／人を上限として助成します。 現金との引き換え、おつりは出ません。
申請に必要な物	障害者手帳、付き添いの方の身分証明書

(7) 展望温泉ほのぼの湯利用料金の免除

対象者	身体障害者手帳 1、2 級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
内容	受付で利用証を提示していただくと、ほのぼの湯の利用料金が免除されます
申請に必要な物	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

(8) 特別障害者手当

対象者	著しく重度の障害のある在宅生活の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする 20 歳以上の方（※所得制限あり）
内容	手当月額：27,980 円 支給月：5・8・11・2 月 ※申請月の翌月分から支給
申請に必要な物	認定請求書、診断書、所得状況届、承諾書、申出書、年金証書、年金振込額がわかるもの（年金振込通知書等）、マイナンバーのわかるもの

(9) 障害児福祉手当

対象者	著しく重度の障害のある在宅生活の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳未満の方（※所得制限あり）
内容	手当月額：15,220円 支給月：5・8・11・2月 ※申請月の翌月分から支給
申請に必要な物	認定請求書、診断書、所得状況届、承諾書、申出書、マイナンバーのわかるもの

(10) 特別児童扶養手当

対象者	身体又は精神に重度又は中度の障害があることにより、日常生活において介護を要する20歳未満の児童を扶養している方（※所得制限あり）
内容	20歳未満の児童を扶養している方に支給されます。ただし、障害児が施設に入所している場合は支給されません。 1級：手当月額 53,700円 2級：手当月額 35,760円 支給月：4・8・12月 ※申請月の翌月分から支給
申請に必要な物	認定請求書、診断書、関係のわかる戸籍（謄本又は受給者と対象児童の抄本）、口座申出書、マイナンバーのわかるもの ※受給者と児童の住所が異なる場合は、住民票等が必要となる場合がありますので、福祉課まで事前にお問い合わせください。

(11) 心身障害者扶養共済制度

対象者	【加入要件】 ①石川県内在住の65歳未満で、特別の疾病等がない方 ②かつ、下記要件のいずれかを扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他親族など） ・身体障害者手帳1～3級の交付を受けた方 ・知的障害のある方 ・精神に永続的な障害のある方
内容	心身障害者を扶養する保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあった場合、障害のある方に終身一定額が支給されます。 支給額：1口加入2万円／月、2口加入4万円／月 助成額：掛金の1口目50%、2口目30%
申請に必要な物	加入等申込書、加入申込者及びその扶養する心身障害者の住民票、申込者（被保険者）告知書、障害証明書、年金管理者指定届出書、掛金減免申請書（該当者のみ）、口座振替依頼書（希望者のみ）、印鑑

(12) NHK放送受信料の免除

<p>対 象 者</p>	<p>【全額免除】 世帯全員が住民税非課税で、下記のいずれかの方が世帯にいる場合</p> <p>①身体障害者手帳の交付を受けている方 ②児童相談所、知的障害者更生相談所で知的障害者と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方</p> <p>【半額免除】 下記のいずれかの方が契約者かつ世帯主の場合</p> <p>①視覚障害、聴覚障害又は身体障害者手帳（1、2級）の交付を受けている方 ②所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所で重度の知的障害者と判定された方 ③精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方</p>
<p>内 容</p>	<p>申請により、受信料が減免されます。</p>
<p>申請に必要な物</p>	<p>身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑</p>
<p>その他</p>	<p>減免に関する証明は福祉課で行いますが、申請後にNHKから申請事項に関して連絡が入ることがあります。また、対象者が住所変更した際は手続きが必要となる場合がありますので、福祉課又はNHK金沢放送局までお問い合わせください。</p> <p>なお、<u>免除基準が消滅したときは、速やかにNHKまでご連絡下さい。</u> 福祉課はNHKから依頼を受けて調査に回答をします。 NHK金沢放送局 <Tel>076-264-7010（受信料に関する問い合わせ先）</p>

(13) 有料道路通行料金の割引

<p>対 象 者</p>	<p>①本人運転：身体障害者手帳の交付を受けている方 ②介護者運転：身体障害者手帳（第1種身体障害者）、療育手帳A、いずれかの交付を受けている方</p>
<p>内 容</p>	<p>有料道路をご利用される障害のある方に対して、通行料金が割引（50%以内）になります。<u>事前に申請が必要となります。</u> ※営業用の自動車等、対象外となる場合があります。 ※2年ごとに更新申請が必要です。 ※車両やETCカード等の変更時は手続きが必要です。</p>
<p>申請に必要な物</p>	<p>・身体障害者手帳又は療育手帳 ・運転免許証（障害者本人が運転する場合） ・車検証</p> <p>【ETC利用者は下記も必要となります】</p> <p>・ETC車載器番号のわかるもの ・ETCカード（原則、障害者本人名義）</p>
<p>その他</p>	<p>ETC利用の登録等を行っている有料道路管理公社（NEXCO中日本等）から、申請後に通知書の送付や申請事項に関して連絡が入ることがあります。ETC利用をしない場合、申請済の障害手帳を提示することにより適用されます。</p>

8. 相談機関について

(1) 町の相談員

対 象 者	障害のある方、その家族等			
内 容	障害者本人または障害者（児）の家族としての立場から、みなさんの気持ちに寄り添い、お話を聞き、相談に応じます。			
相 談 員	【身体障害者相談員】			
	氏名	住所	電話番号	相談時間
	たに ようこ 谷 葉子	緑台 2 丁目	090-3765-3234	午後 3 時～ 午後 5 時
	ふなもと れいこ 船本 礼子	大根布 1 丁目	090-3885-0251	午後 5 時～ 午後 8 時
	【知的障害者相談員】			
	氏名	住所	電話番号	相談時間
	ながた じゅんこ 長田 純子	大根布 5 丁目	080-6350-7062	午後 2 時～ 午後 6 時
	かさま かずみ 笠間 一美	大根布 5 丁目	090-1318-7770	午後 3 時～ 午後 8 時

(2) その他関係機関

名 称	連絡先
石川県中央児童相談所	金沢市本多町 <TEL>076-223-9553
石川県身体障害者更生相談所	金沢市本多町 <TEL>076-223-9557
石川県知的障害者更生相談所	金沢市本多町 <TEL>076-223-9554
石川県石川中央保健福祉センター	白山市馬場 <TEL>076-275-2250
石川県石川中央保健福祉センター 河北地域センター	河北郡津幡町 <TEL>076-289-2177
石川県こころの健康センター	金沢市鞍月東 <TEL>076-238-5761
石川県発達障害支援センター	金沢市鞍月東 <TEL>076-238-5557
発達障害者支援センター パース	金沢市福久東 <TEL>076-257-1918
金沢市障害者就業・生活支援センター (金沢市社会福祉協議会 松ヶ枝会館内)	金沢市高岡町 <TEL>076-231-0800
石川県障害者職業センター	金沢市昭和町 <TEL>076-225-5011
ハローワーク	金沢市鳴和 <TEL>076-253-3030 河北郡津幡町 <TEL>076-289-2530
内灘町障害者虐待防止センター (町民福祉部 福祉課内)	内灘町役場 <TEL>076-286-6703

9. その他のサービスや手続き等について

※詳細や手続き方法については、担当課や担当事業所等に確認をお願いいたします。

(1) JR等鉄道運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳のいずれかの交付を受けている方			
内 容	JR等の窓口到手帳を提示していただくことにより、運賃が割引されます。			
	【 JRの例 】			
	区分	割引対象券	割引率	適用
	第1種身体障害療育手帳A	普通、定期、回数乗車券、普通急行券	5割（介護者とも）	全線
第2種身体障害療育手帳B	普通乗車券	5割（本人のみ）	片道100kmを超える場合	
第2種身体障害療育手帳B（12歳未満）	定期乗車券	5割（介護者とも）	介護者と乗車する場合のみ	
※年齢要件等の詳細はJRはじめ各鉄道会社へお問い合わせください。				

※第1種身体障害者であっても単独で乗車される場合は、片道100kmを超える区間の乗車券のみに限られます。

※鉄道料金のみでなく、バスや航空運賃等についても割引制度がある企業や事業所もあります。ご利用を希望される方は、利用される企業や事業者等までお問い合わせください。

(2) タクシー運賃の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
内 容	手帳を提示することにより、料金の1割が割引されます。 ※詳細は、石川県タクシー協会 <TEL>076-254-1348 までお問い合わせください。

(3) 携帯電話使用料の割引

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
内 容	月々の基本使用料金等が割引になる可能性があります。 ※各携帯電話会社によって異なる場合がありますので、ご利用の携帯電話会社へ直接お問い合わせください。

(4) 所得税、住民税等の所得控除

対 象 者	本人や同一生計配偶者、扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
内 容	<p>所得税・住民税において、障害者控除を受けることができます。</p> <p>【 区 分 】</p> <p>①障 害 者…身体障害者手帳 3～6 級、療育手帳 B、精神障害者保健福祉手帳 2、3 級</p> <p>②特 別 障 害 者…身体障害者 1、2 級、療育手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級</p> <p>③同居特別障害者…特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で同居を常としている方</p> <p>※各年 12 月 31 日の現況で判断します。</p> <p>※詳細は、</p> <p>所得税：金沢税務署 <TEL>076-261-3221</p> <p>住民税：内灘町役場税務課 <TEL>076-286-6706</p> <p style="text-align: right;">までお問い合わせください。</p>

(5) 自動車税の減免（環境性能割・種別割）

対 象 者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方（障害の区分・等級によります）
内 容	<p>自動車（営業車は除く）の税金が 1 人につき 1 台減免されます。</p> <p>【対象となる要件】</p> <p>本人運転：身体障害者等が自ら運転する場合</p> <p>家族運転：身体障害者等の日常生活支援利用のために、生計を一にする者が運転する場合</p> <p>※日常生活支援利用…通学、通院、通所または生業のための利用</p> <p>【対象となる車両】</p> <p>身体障害者等が所有する軽自動車</p> <p>ただし、下記の場合は生計を一にする者が所有する軽自動車も対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳をお持ちの方が 18 歳未満の場合 ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合 <p>※詳細は、</p> <p>普通自動車：石川県税務課 <TEL>076-225-1273</p> <p>軽自動車：内灘町役場税務課 <TEL>076-286-6706</p> <p style="text-align: right;">までお問い合わせください。</p>

(6) 児童扶養手当

対 象 者	両親の一方が重度の障害のあるご家庭で、障害基礎年金の子の加算を支給した上で、加算額が当該児童に係る手当額を下回る場合には、その差額分について児童扶養手当が支給されます。（※所得制限あり）
内 容	<p>全部支給：手当月額 44,140 円 一部支給：手当月額 10,410 円～44,130 円 子ども 2 人目 10,420 円加算、3 人目以降 6,250 円加算 ※申請月の翌月分から支給されます。（年 6 回） ※詳細は、 内灘町役場子育て支援課 <TEL>076-286-6726 までお問い合わせください。</p>

(7) 障害基礎年金

対 象 者	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <p>①初診日において、国民年金の被保険者であること。また、国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国内に住所を有している方。</p> <p>②障害認定日に政令で定められている障害等級の 1 級または 2 級の障害の状態になっていること。 または、障害認定日に該当しなかった方が 65 歳に達する日の前日までに該当するようになったこと。 ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後に重症化したときは、障害基礎年金を受け取れる場合があります。</p> <p>③初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間（納付猶予、学生特例の期間を含む）が 3 分の 2 以上あること。</p> <p>◎初 診 日…障害の原因となったけがや病気について、初めて医師の診察を受けた日 ◎障害認定日…初診日から起算して 1 年 6 ヶ月を経過した日</p>
内 容	<p>国民年金加入中に、病気やけがで障害が残ったときや、20 歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障害の状態になった場合に障害基礎年金が支給されます。</p> <p>※詳細は、 金沢北年金事務所 <TEL>076-233-2021 年金相談センター <TEL>076-253-2222 内灘町役場保険年金課 <TEL>076-286-6702 までお問い合わせください。</p>

(8) 障害厚生年金

対 象 者	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <p>①障害の原因となった病気や怪我の初診日に厚生年金の被保険者であること</p> <p>②障害の状態が初診日から1年6ヶ月を経過した障害認定日の障害程度が1～3級に該当すること</p> <p>③国民年金の障害基礎年金を受けられる保険料納付要件を満たすこと</p>
内 容	<p>厚生年金加入中に初診日がある病気やけがによって障害等級の1～3級のいずれかに該当する場合に支給されます。</p> <p>また、1、2級に該当する方は、障害基礎年金と併せて支給されます。障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、厚生年金独自の年金または障害手当金（一時金）が支給されます。</p> <p>※詳細は、 金沢北年金事務所 <TEL>076-233-2021 年金相談センター <TEL>076-253-2222 までお問い合わせください。</p>

(9) 図書配達サービス

対 象 者	身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方
内 容	<p>登録された方に図書館資料をお近くの公民館まで配達します。</p> <p>※詳細は、内灘町立図書館 <TEL>076-286-1930 <Fax>076-286-1931 までお問い合わせください。</p>

(10) 町広報音訳録音CDの配達サービス

対 象 者	<p>視覚障害のある方をはじめ、音録CDを希望される方</p> <p>※障害者手帳は必要ありません。</p>
内 容	<p>声のボランティアの方々が町広報誌や議会だよりを音訳録音したCDをご自宅へ郵送します。</p> <p>※詳細は、 内灘町社会福祉協議会 <TEL>076-286-6953 (ボランティアセンター) <Fax>076-286-6951 までお問い合わせください。</p>



(11) 郵便等による不在者投票

対象者	身体障害者手帳の交付を受けており、下記のいずれかに該当する方 ①両下肢、体幹、移動機能障害の1、2級 ②内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸）1～3級 ③肝臓機能障害1～3級 ④免疫機能障害1～3級
内容	選挙人で重度の身体障害のある方は、事前に登録することにより、郵便による不在者投票をすることができます。 ※詳細は、内灘町役場総務課（選挙管理委員会） 〈Tel〉076-286-6720 までお問い合わせください。

(12) 駐車禁止除外

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受け、除外条件に該当する方
内容	歩行困難と認められる方が乗車している車両で障害の程度等が基準を満たす方は、駐車禁止除外の申請を行うことで標章の交付を受けることができます。 ※詳細は、 石川県警察のホームページをご確認いただくか、 石川県警察本部交通部交通規制課 〈Tel〉076-225-0110 までお問い合わせください。



(13) メール110番・ファックス110番・110番アプリ

対象者	聴覚や言語に障害のある方や音声による110番通報が困難な方
内容	緊急通報を受け付ける手段として、インターネットを利用できるスマートフォンや携帯電話などの通信機器又はファックスで利用できます。 ※詳細は、 石川県警察本部生活安全部通信指令課 〈Tel〉076-225-0110 までお問い合わせください。 ※110番アプリを利用する場合は事前登録が必要となります。

(14) NET119（ネット119）

対象者	聴覚障害又は言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けた方
内容	音声・言語による119番通報の代わりに、インターネットを利用できるスマートフォン等を利用した緊急通報システムです。 ※事前に登録が必要となります。 内灘町役場福祉課 〈Fax〉076-286-6951 までお問い合わせください。

(15) ヘルプマーク、ヘルプカード

<p>対 象 者</p>	<p>援助や配慮を必要としている方 (義足や人工関節を使用している方、内部障害のある方や難病の方、 妊娠初期の方、膝腰に痛みがあり歩行等に都合が悪い方 等)</p>
<p>内 容</p>	<p>【ヘルプマーク】 外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。ヘルプマークを持った方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る等、思いやりのある行動をお願いしています。</p> <p>【ヘルプカード】 障害のある方等が、緊急時や災害時などにおいて、周囲から適切な支援をしていただけるよう、緊急連絡先や対応などを記載したカードです。ヘルプカードを持った方が困っているのを見かけたら支援をお願いしています。</p>
<p>申請に必要な物</p>	<p>各種障害者手帳、難病の特定疾患医療受給者証等をお持ちの方はご持参ください。 上記に該当しない方でも支援を必要としている方の場合は、窓口でお申し出ください。(身分証明書をご提示いただきます。)</p> <p>※詳細は、 内灘町役場福祉課 <TEL>076-286-6703 内灘町保健センター <TEL>076-286-6101 内灘町社会福祉協議会<TEL>076-286-6953 までお問い合わせください。</p>



(16) 町内の障害者団体や活動について

団体名	主な活動内容	連絡先
内灘町 身体障害者部会	身体障害者の方々の当事者の会 (内容) ジョギング、グラウンドゴルフ、フライング ディスク、カラオケ大会等 年会費：1,000円	代表 北川 満男 〈Tel〉076-237-5028
手をつなぐ育成会	主に知的に障害のある方とその保護者の会 (内容) 絵画教室(毎月1回)、キャンプ、クリスマス会、 講習会等 年会費：2,000円	代表 北川 進 〈Tel〉076-286-0483
くれよんの会	障害のある方とその保護者の会 (内容) 情報交換会等 活動休止中 年会費：1,000円(1家族)	代表 笠間 一美 〈Tel〉076-286-0908
肢体不自由児・者 父母の会	身体や知的に障害のある方やその保護者の会 (内容) バリアフリーチェック、新年会、講習会、 研修旅行等 年会費：1,000円(1家族)	代表 船本 礼子 〈Tel〉076-286-8161
ヒーリング・ コア・ とまり木	うつ病、統合失調症等の精神疾患、発達障 害、引きこもりなどで悩んでいる本人やご家 族の会 (内容) 茶話会でリラックスしながら、気軽 に集まり、悩みを分かち合う ◎第2・4土曜日 14~16時 内灘町文化会館 (HP) https://healing-core-tomarigi.com/	事務局 内灘町社会福祉協議会 〈Tel〉076-286-6953
あいうえ親の会	発達障害、子どもの発達に不安のある親の会 (内容) 年4回 情報交換・交流会、勉強会	事務局 内灘町社会福祉協議会 〈Tel〉076-286-6953
うちなだ耳の会	聴こえづらさで困っている難聴者の会 (内容) 第3日曜日 14~16時 内灘町文化会館 難聴に関する情報交換と交流会 (要約筆記者派遣)	事務局 内灘町社会福祉協議会 〈Tel〉076-286-6953
Eye 愛の会	内灘町視覚障害児・者交流の会 (内容) 情報交換、視覚障がいについての理解促進活動、 交流行事(カラオケ大会、バーベキュー等) 年会費：1,000円	事務局 内灘町社会福祉協議会 〈Tel〉076-286-6953

活動名	主な活動内容	連絡先
<p>不登校の子どもに 寄り添うサロン</p>	<p>“不登校”についての悩みや思い等を自由に話し合うサロン（茶話会）です。 日頃思っていること、考えていることを溜め込まずに、話してみませんか？</p> <p>毎月第3日曜日 午後2時～午後4時 内灘町文化会館で開催しています。 【参加費無料】 【予約不要】</p>	<p>内灘町社会福祉協議会</p>
<p>“生きづらさ” 相談会</p>	<p>同じ“生きづらさ”を抱えた当事者団体「ヒーリング・コア・とまり木」メンバーと内灘町社会福祉協議会の職員が、一緒に悩みごと等をお聴きします。</p> <p>毎月第3日曜日 午後1時～午後3時 ウエルシア薬局ウエルカフェで開催しています。 【参加費無料】 【予約不要】</p>	<p><TEL>076-286-6953</p> <p>※開催状況等は、 広報うちなだでご 確認ください。</p>
<p>地域の皆さんと 一緒に “生きづらさ” について語る会</p>	<p>“生きづらさ”を抱えた本人やご家族だけでなく、地域に関わる福祉・医療・教育関係者、ボランティア等の皆さんと一緒に“生きづらさ”について、自由に話し合います。</p> <p>毎月第4水曜日 午後7時30分～午後8時30分 内灘町文化会館で開催しています。 【参加費無料】 【予約不要】</p>	

(17) いしかわ支え合い駐車場〔利用証〕制度

障害者等用駐車場を適正に利用していただくため、障害者や高齢者などで歩行が困難な方に県内共通の利用証を交付する制度です。

《ご利用できる方》

- | |
|--|
| ・ 身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、けが人などで、
<u>歩行が困難な方（医師の証明が必要です）</u> |
| ・ 利用証の交付には、申請書の提出と確認書類が必要です。 |
| ・ 石川県で交付した利用証は、同様の制度を実施している他府県の対象駐車場でもご利用できます。 |

《利用証の申請方法》

●窓口で申請を行う場合

- ・ 申請書類は、申請窓口（福祉課）にあります。
- ・ 確認書類は、お持ちの手帳等です。
- ・ ご不明な点があれば、申請窓口（福祉課）でご確認ください。

●郵送で申請を行う場合

- ・ 申請書に必要事項を記入し、
確認書類の写し（氏名、生年月日、交付要件に該当する旨の記載がある箇所）
利用証を郵送する為の切手（140円）
を同封して、下記の宛先へ郵送してください。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 石川県 健康福祉部 障害保健福祉課

- ・ 申請書は、下記の石川県障害保健福祉課のホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/index.html>

【参考資料】

障害者に関するマーク

障害者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

【国際シンボルマーク】



障害者が利用できる建物、施設であることを示すための世界共通のシンボルマークで、「すべての障害者を対象」としたものです。
※特に車椅子を利用する障害者に限定し、使用されるものではありません。

【身体障害者標識】



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【聴覚障害者標識】



聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

【盲人のための国際シンボルマーク】



世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。

【ほじょ犬マーク】



身体障害者補助犬同伴の啓発のマークです。公共施設やデパート、スーパー、ホテル、レストランなどの民間施設で、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を同伴する人の積極的な受け入れを示すマークです。

【耳マーク】



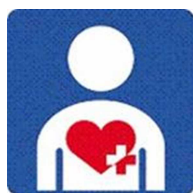
聴覚障害のある方自身が身につけ、聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。

【オストメイトマーク】



人工肛門・人工膀胱を造設している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されており、内灘町内では、内灘町文化会館に設置されています。

【ハートプラスマーク】



「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能等）に障害のある方」を表しています。内部障害の方の中には、電車等の優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい等といったことを希望していることがあります。